

子育て・介護と

両立できる職場づくりに 取り組む企業を応援します

NEW

奨励金の対象が「介護」にも広がりました!

これまでの奨励金は「子育てと仕事の両立」ができる職場環境整備を促進するものでしたが、令和7年度から新たに、「介護と仕事の両立」にも対象を広げています!

子育て・介護と両立しやすい 職場づくり奨励金

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

…………… 上限20万円
[1 制度導入]
10万円

【申請期間】対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6か月以内**



奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?

はい いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者の場合、常時雇用する労働者数が300人以下」ですか? (下図参照)

はい いいえ ▶ 対象外です

Q3 対象の事業所は島根県内にありますか?

はい いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?

はい いいえ ▶ 対象外です

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 時間単位の年次有給休暇制度
- 育児短時間勤務制度
- 介護短時間勤務制度
- 始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度
- フレックスタイム制度



各制度の概要と支給要件は中面をご確認ください!

中小・小規模事業者等とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。

資本金をもつ事業者

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

資本金をもたない事業者

常時雇用する労働者の数
300人以下

社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL **0852-22-5245**

詳細は

島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL **0852-25-2556** または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL **0852-21-0651** または最寄りの商工会

子育て・介護と両立しやすい 職場づくり奨励金

奨励金の対象制度の概要をご紹介します！

① 時間単位の年次有給休暇制度

年次有給休暇制度の付与は原則1日単位ですが、就業規則への規定と労使協定の締結により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

1時間単位で休暇がとれるので、学校行事への参加や親の通院の付き添いがしやすいです。

② 育児短時間勤務制度

子育てをしている労働者が対象となる、1日の所定労働時間を短縮する制度です。

※1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとする必要があります。
※労働時間を6時間とする規定を設けた上で、その他の短縮内容を規定することもできます。(例：2時間以内で、30分単位での短縮など)

終業時刻が早くなり、小学校から帰宅する子どもを「おかえり」と迎えられます。

③ 介護短時間勤務制度

介護をしている労働者が対象となる、短時間勤務制度です。

※1日の所定労働時間を短縮する制度のほか、
・週又は月の所定労働時間を短縮する制度
・週又は月の所定労働日数を短縮する制度 などもあります。

デイサービスを利用する曜日は勤務時間を短縮して、送迎に立ち会うことができます。

④ 始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と終業時刻を変更する時差出勤の制度です。総労働時間を変更することがないため、賃金を減額することなく柔軟に働くことができます。

勤務時間をずらすことで、朝夕の育児・介護を夫婦で分担できています。

⑤ フレックスタイム制度

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時間、労働時間を自ら決めることのできる制度です。対象となる労働者の範囲や清算期間など制度の基本的枠組みを労使協定で定める必要があります。

子どもの習い事や親の通院がある曜日に早く帰る分、別の曜日に多めに働くなど、柔軟な働き方ができています。

各対象制度の支給要件

対象制度ごとに、●の要件をすべて満たす場合に申請できます

時間単位の年次有給休暇制度

- 制度を新たに導入し、就業規則への規定及び労使協定の締結をした。
- 以下のいずれかの労働者が、年度内に合計8時間以上利用した。
 - 18歳までの子どもがいる労働者
 - 介護をしている労働者 **NEW**



時間単位の年次有給休暇制度で

奨励金 **10万円**

育児短時間勤務等制度

※育児をしている労働者が利用できる、左記の②育児短時間勤務制度、④始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度、⑤フレックスタイム制度のことをいいます。

- 小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度として新たに制度を導入し、就業規則に規定した。
※育児・介護休業法で義務付けられている、3歳未満の子どもがいる労働者が対象となる制度について、対象労働者の範囲を上記のとおり広げる場合を含みます。
- [R7.9.30まで] 3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる労働者が、年度内に合計20日間以上利用した。
- [R7.10.1から] 小学生の子どもがいる労働者が、年度内に合計20日間以上利用した。

※10月から支給要件を変更します！詳しくは留意事項(1)をご確認ください！



育児短時間勤務等制度又は介護短時間勤務等制度のいずれか一方で

奨励金 **10万円**

※留意事項(2)をご確認ください！

介護短時間勤務等制度 **NEW**

※介護をしている労働者が利用できる、左記の③介護短時間勤務制度、④始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度、⑤フレックスタイム制度のことをいいます。

- 連続する4年以上の期間に、2回以上利用できる制度として新たに制度を導入し、就業規則に規定した。
※育児・介護休業法の規定に基づき、就業規則において制度を「3年」の間利用できるとしている規定を、新たに「4年(又はこれ以上)」に広げる場合を含みます。
- 介護をしている労働者が、年度内に合計20日間以上利用した。



留意事項(1)

育児・介護休業法の改正に伴い、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が、左記②④⑤の制度を含む「柔軟な働き方を実現するための措置」を利用できるようにすることが、事業主に義務付けられました(R7.10.1施行)。これを踏まえ、「育児短時間勤務等制度」について、10月1日から、対象労働者の範囲を、「小学生の子がいる労働者」に変更します。

	出生	3歳	就学(6歳)	中学校入学
R7.9.30まで	措置義務	措置義務	奨励金の対象	
R7.10.1から	措置義務	措置義務	奨励金の対象	

※3歳から6歳(就学前)の子を養育する労働者による制度利用実績の取扱いについて

- 9/30までに年度内20日間以上利用実績がある場合は、当該実績をもって、10月1日以降も申請可能です(ただし、申請期間内である必要があります)
- 9/30までに制度利用日数の要件を満たさない場合は、10/1以降は当該労働者に対する措置は義務の範囲内となるため、10/1以降の制度利用実績を加算することはできないことから、奨励金の申請はできません。(当該労働者の実績に基づく申請はできませんが、小学生の子を養育する労働者がいて、支給要件を満たす場合は、その実績をもって申請することができます)

1事業所あたり最大

奨励金 **20万円**

留意事項(2)

すでに「育児短時間勤務等制度」で奨励金を受給されている場合は、「介護短時間勤務等制度」の奨励金申請はできません。(どちらか一方の制度のみの受給となります)

詳しくは島根県ホームページへ



誰もが働きやすい 職場環境づくりに 取り組みませんか？

島根県は女性の活躍と仕事と生活の両立に取り組む企業を応援します！



女性の能力と発想を企業の力に！

女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、企業・団体の魅力アップを応援します。



仕事と生活の両立を支援します！

「仕事と生活の両立支援」に積極的に取り組む企業を「こころカンパニー」として認定し、両立が図られる職場環境づくりを支援しています。



子育てしやすい職場づくりを更に後押し！

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金



「しまね女性の活躍応援企業」と「こころカンパニー」両方へ登録している企業等が利用できる補助制度があります。



従業員のキャリアと人生を応援！

誰もがいきいきと活躍できる職場の実現を目指し「イクボス宣言」をした企業の代表者で「しまねイクボスネットワーク」を構成しています。



両立支援等 助成金



仕事と育児・介護等が両立できる職場環境づくりの取組を支援しています。県の奨励金との重複申請もできます。

島根労働局雇用環境・均等室
〒690-0841 島根県松江市向島町134番10
松江地方合同庁舎5F

TEL.0852-31-1161

お問合せ先：島根県政策企画局女性活躍推進課 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL.0852-22-5463 MAIL : jousei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

誰もが、誰かの、
たこからの。

事業者の皆様へ

出産後の職場復帰に 取り組む企業を応援します

出産後職場復帰奨励金

[労働者数に応じて]

10万円 又は 20万円/人

【申請期間】対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」ですか？(下図参照)
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていますか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に今後も取り組みますか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q7 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか？
 はい いいえ ▶ 対象外です

Q8 その事業所で常時雇用する労働者数は何人ですか？
①労働者数 **30人未満** の事業所
●はじめて申請する場合 20万円/人
●2回目以降 10万円/人
②労働者数 **30人以上50人未満** の事業所
..... 10万円/人

中小・小規模事業者等とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働者数のみで判断してください。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL **0852-22-5245**

詳細は

島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL **0852-25-2556** または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL **0852-21-0651** または最寄りの商工会